

キュレーションサイト作製ツール等契約約款

第1条（約款の適用）

- 株式会社グルーヴィーメディア（以下、「弊社」といいます。）は、キュレーションサイト作製ツール等契約約款（以下、「本約款」といいます。）を定め、本約款を遵守することを条件として利用契約（後記第2条3項に定義します。）を締結して頂いた利用者（後記第2条2項に定義します。）に対し、弊社が開発・販売する「SPECTRUM」等キュレーションサイト作製ソフトウェア（以下、「本ソフトウェア」といいます。）、およびこれに付随して弊社より提供されるサービス（以下、「本サービス」といい、別表1に記載するサービスを指します。）を提供します。
- 弊社が本約款とは別に定める諸規定ならびに第28条に基づき利用者に対して発する一切の通知は、それぞれ本約款の一部を構成するものとします。
- 本約款の規定と前項の諸規定、通知の内容が異なる場合には、当該通知、当該諸規定、本約款の順で優先して適用されるものとします。なお、弊社ウェブサイト上での掲示による通知とその他の方法による通知の内容が異なる場合には、後に通知されたものが優先して適用されるものとします。

第2条（利用契約の成立）

- 本サービス及び本ソフトウェアの利用を希望する法人または個人は、本約款の内容に承諾した上、弊社が定めるウェブサイトより購入いただくことで、本サービス及び本ソフトウェア利用のための申込みを行うものとします。
- 弊社は、前項の申込みを受け、当該申込みを承諾した時は、前項に基づき本サービス及び本ソフトウェアの利用を申し込んだ法人または個人（以下、「利用者」といいます。）が本サービス及び本ソフトウェアを利用するためのソフトウェア送付その他の必要な手続を行うものとします。
- 前項に基づき、弊社が利用者による申込みに対する承諾をした時に、弊社と利用者との間に本サービス及び本ソフトウェアにかかる利用契約（以下、「利用契約」といいます。）が成立するものとします。
- 弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用契約の申込みを承諾しない場合があるものとし、また、承諾後であっても、承諾の取消を行うことができるものとします。
 - 本サービス及び本ソフトウェアの申込者が、当該申込みに係る契約上の債務の支払いを怠るおそれがあると弊社が判断した場合
 - 本サービス及び本ソフトウェアの申込者が、購入時に虚偽の事実を記載した場合
 - その他前各号に準ずる場合で、弊社が契約締結を適当でないと判断した場合
- 利用者は、申込み時に登録したサイト数の範囲内で、本サービス及び本ソフトウェアを利用できるものとします。登録されたサイト数の範囲を超えたサイト数をもって本サービス及び本ソフトウェアを利用する場合、また各種オプションサービスの追加を行う場合には、別途弊社が定めるウェブサイトより購入をすることとします。
- 利用者は、本サービス及び本ソフトウェアを利用することとなる全ての者に対し、本約款の内容を遵守させるものとします。万一本約款に違反する利用がなされた場合、弊社は、第19条に従い、利用契約を解約することができるものとします。

第3条（サービスの提供開始日）

本サービス及び本ソフトウェアの提供開始日は、前条第3項に基づき利用契約が成立した日とします。

第4条（最低保証期間）

- 前条に定める本サービス及び本ソフトウェア提供開始日から起算して3ヶ月間を、最低保証期間とします。
- 利用者はサポート契約無しに、前項の保証期間内に発生したアップデートをダウンロード可能とします。

第5条（利用者の氏名等の変更および地位の承継）

- 利用者は、その氏名、名称、住所または居所に変更があった場合は、変更があった日から30日以内に弊社規定の書類を弊社へ提出し届け出るものとします。

2. 利用者が、合併・分割・事業譲渡等により地位の承継等があった場合、承継等があった日から30日以内に弊社規定の書類を弊社に提出し届け出るものとします。
3. 弊社は、前項の届出があった場合で、その利用者またはその利用者の業務の同一性および継続性が認められないと弊社が判断したとき、利用者としての利用契約上の地位の承継を認めない場合があります。

第6条（料金の支払）

1. 利用者は、別表1に規定する初期費用および月額費用に消費税相当額を加えた額を、弊社指定の方法により支払うものとします。
2. 初期費用および初回の月額費用は、第3条に定める本サービス及び本ソフトウェア提供開始日までにこれを支払うものとします。
3. 前項に定める初回の月額費用を除き、各月の月額費用は、当月分を当月末日までに支払うものとします。
4. 利用者は、料金等の支払を不当に免れた場合、その免れた額の3倍に相当する額を違約金として弊社に対して支払うものとします。
5. 利用者は、料金等その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払がなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.5%の割合（年365日の日割換算）で計算した額を延滞利息として弊社に支払うものとします。
6. 理由の如何を問わず、弊社は、利用者から既に支払われた本サービス及び本ソフトウェアの利用料金について、利用者に対して一切払戻しを行わないものとします。
7. 別表1に規定する年額費用については、日割計算を行わないものとし、本サービス及び本ソフトウェアの提供が年の途中で開始し、または終了する年においても、利用者は、1年分の年額費用を支払うものとします。

第7条（ソフトウェアに関する制限事項）

1. 利用者は、本ソフトウェアあるいは本ソフトウェアに関するドキュメントの複製、頒布、貸与、送信（自動公衆送信、送信可能化を含む）、リース、担保設定等を行うことはできないものとします。また、利用契約に基づいて提供される本ソフトウェアを使用する権利を譲渡、転売、あるいはその使用を第三者に対し再許諾することはできないものとします。
2. 利用者は、本ソフトウェアあるいは本ソフトウェアに関するドキュメントを修正、翻訳、翻案、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、または本ソフトウェアの派生製品を作成することはできないものとします。また、本ソフトウェアは1つの製品として許諾されており、利用者はその構成部分を分離して使用することはできないものとします。

第8条（本サービス及び本ソフトウェアの仕様の変更）

弊社は、いつでも本サービス及び本ソフトウェアの後継サービスへの移行、名称変更、顧客データ仕様の変更を含む、仕様変更を行うことができるものとします。

第9条（本サービス及び本ソフトウェアに関連する知的財産権）

本ソフトウェアその他本サービスに関連するソフトウェア、プログラム、システム、ソースコード等一切の著作物に関する著作権、特許権、商標権その他一切の知的財産権は、全て弊社に帰属するものとし、利用者は一切移転しないものとします。

第10条（提供の停止）

1. 利用者が以下のいずれかに該当する場合、弊社は本サービス及び本ソフトウェアの提供を停止することができるものとします。
 - (1) 利用者が本サービス及び本ソフトウェアの料金の支払を怠った場合
 - (2) 利用者が本サービス及び本ソフトウェアの利用申込にあたって、虚偽の事項を申告したことが判明した場合
 - (3) 利用者が本契約のいずれかの規定に違反した場合

2. 利用者は、前項によるサービス停止期間中においても、弊社に対する当該期間中の料金の支払義務を負うものとしません。

第11条（提供の中断）

1. 弊社は、以下のいずれかに該当する場合、本サービス及び本ソフトウェアの提供を中断することができるものとしません。
 - (1) 弊社設備の保守上または工事上やむを得ない場合
 - (2) 弊社設備にやむを得ない障害が発生した場合
 - (3) 第一種通信事業者が電気通信サービスの提供を中止すること等により、本サービス及び本ソフトウェアの提供を行うことができない場合
 - (4) 天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合
 - (5) 上記各号のほか、やむを得ず本サービス及び本ソフトウェアの提供を中止する必要があると弊社が判断した場合
2. 弊社は前項による中断の必要が生じた場合には、弊社が合理的に対応可能な範囲内において、事前に利用者へ通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 利用者は、第1項により本サービス及び本ソフトウェア提供の中断を受けた場合であっても、弊社に対する当該期間中の料金の支払義務を負うものとしません。

第12条（インターネットへの接続）

利用者は、本サービス及び本ソフトウェアを利用するために必要な Wordpress ソフトウェア、ホスティングサーバ、端末機器およびインターネット接続回線等の設備を全て自らの責任で用意および維持管理するものとします。利用者がそれら設備の不足および不具合等により本サービス及び本ソフトウェアを利用できない場合であっても、弊社はそれによって利用者へ生じた損害につき一切の責任を負わないものとします。

第13条（法令等に違反する行為等の禁止）

1. 利用者は、本サービス及び本ソフトウェアを利用して、法令により禁止されている行為、第三者の権利を侵害する行為、本約款若しくは慣習若しくは公序良俗に違反する行為（以下、「違法行為等」といいます。）を自ら行い、または第三者にこれを行わせてはならないものとします。

第14条（弊社保有サーバ等に負荷を与える行為の禁止）

利用者は、弊社の保有するサーバまたはその他の設備・機器等一切に過大な負荷を与えるような方法で本サービス及びソフトウェアを利用してはならないものとし、これにより弊社が受けた一切の損害を賠償する責を負うものとしません。

第15条（ソフトウェアの利用目的）

本利用契約において、弊社から提供されたソフトウェアは、サイト開設及び運用の目的にのみ使用することができ、これ以外の目的では利用できないものとします。

第16条（弊社情報漏洩等の禁止）

1. 第29条に定めるほか、利用者は、弊社の事業に関する技術上または営業上の情報であって公然と知られていないもの、または弊社の顧客に関する情報、その他一切の弊社に関する機密と評価される情報を入手したときは、弊社がこれを機密として管理しているかどうかにかかわらず、その入手した情報の存在若しくは内容を第三者に開示、漏洩し、またはこれを窃用させてはならないものとします。
2. 前項の規定は、本利用契約の終了後も、なお有効に存続するものとします。
3. 利用者は、本利用契約の終了時まで、その保有する弊社に関する一切の情報を完全に破棄・消去するものとします。完全に破棄・消去することのできないものであって返還できるものは弊社に返還するものとします。

第17条（サービスの廃止）

1. 弊社は、業務上その他の弊社の都合により、本サービス及び本ソフトウェアの全部または一部の提供を廃止することができるものとします。
2. 弊社は、前項において定める本サービス及び本ソフトウェアの廃止を行う場合には、弊社が任意に定める適宜の方法にて、廃止日の3カ月前までにその旨を利用者に通知するものとします。
3. 弊社は、本条第1項において定める本サービス及び本ソフトウェアの廃止により利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第18条（利用者が行う解約）

利用者が本サービス及び本ソフトウェアの利用契約の解約を希望する場合は、弊社規定のウェブサイト上にて、サポート期間終了日の20日前までに通知することで、サポート契約を解約することができます。ただし、年額費用の支払義務はサポート期間の終了日までとします。

第19条（弊社が行う解約）

1. 弊社は、第10条の規定により本サービス及び本ソフトウェアの利用を停止された利用者が、当該停止の日の翌日から7日以内にその事由を解消しない場合、何らの催告なしに利用契約を解約することができるものとします。
2. 弊社は、利用者に次の事由が発生した場合は、何らの催告なしに利用契約を解約することができるものとします。
 - (1) 前項に定める場合を除き、本約款の定める規定に违背し、弊社が相当期間を定めて履行または当該违背の是正を催告したにも拘わらず是正されないとき。
 - (2) 利用者が、所定の料金支払のために弊社に交付した手形、小切手またはその他の有価証券が、不渡りとなったとき。
 - (3) 利用者について、破産・解散・民事再生・会社更生手続等の申し立てを受け、または、これらの申請をしたとき。
 - (4) 利用者が、弊社に対し虚偽の事実を申告したことが判明したとき。
 - (5) 利用者が、反社会的な団体であるときまたは利用者が反社会的な団体の構成員であることが判明したとき。
 - (6) 前各号において定める場合のほか、弊社が業務を行ううえで重大な支障があると判断したときまたは重大な支障の生じる恐れがあると判断したとき。

第20条（責任の制限）

1. 本サービスに関連するソフトウェアの修理、修正、仕様変更およびバージョンアップ等の対応は、すべて弊社の方針によるものとし、本サービス及び本ソフトウェアにより提供される機能を永続的に使用できる権利は保証しないものとします。
2. 弊社は、利用者が本サービス及び本ソフトウェアの全部または一部の利用ができないことにより発生する、あらゆる直接的および間接的損害について理由の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。
3. 弊社は、第三者がユーザ ID を不正に使用する等の方法で、本サービス及び本ソフトウェアを不正に利用することにより利用者または第三者に損害を与えた場合について理由の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。
4. 利用者が、本サービス及び本ソフトウェアの利用により第三者（他の利用者も含む）に対し損害を与えた場合、利用者は自己の責任によりこれを解決し、理由の如何を問わず弊社にいかなる責任も負担させないものとします。
5. 本条第2項乃至前項に定めるほか、弊社は、本サービス及び本ソフトウェアに関連して、利用者に生じる損害についての賠償責任を含む一切の責任を負わないものとします。

第21条（損害賠償）

本契約に特に定める場合を除き、弊社は、自己の故意または重過失により、利用者に損害を与えた場合に限り、利用者が受けた通常且つ現実の直接損害について、当該損害発生の原因となった本サービス及び本ソフトウェアの購入金

額を上限として、遅滞なく賠償する責を負うものとします。

第22条（第三者と利用者間の紛争処理）

利用者は、本サービスの利用に関して第三者との間において生じた一切の紛争について、自らの責任および費用をもって解決するものとし、弊社は一切その責任を負わないものとします。

第23条（反社会的勢力等の排除）

1. 弊社は、利用者が次の各号に該当する場合、何らの催告なしに利用契約を解約することができるものとします。
 - (1) 暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）である場合、または反社会的勢力であった場合
 - (2) 自らまたは第三者を利用して、弊社に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどした場合
 - (3) 弊社に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え、または、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどした場合
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、弊社の名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為をした場合
 - (5) 自らまたは第三者を利用して、弊社の業務を妨害した場合、または、妨害するおそれのある行為をした場合
2. 弊社は、前項に基づき本利用契約を解約した場合には、利用者に損害が生じたとしても、一切の損害賠償責任を負担しないものとします。

第24条（約款の変更）

1. 弊社は、新たに実施する日を定め、本約款の内容を改定することができるものとします。本約款が改定された場合、改定後の内容は、改定された本約款実施の日から、効力を発生するものとします。
2. 弊社は、前項により定めた改定後の本約款を、弊社が運営するウェブサイトへの掲載等、弊社が任意に定めた適宜の方法でこれを利用者に通知するものとします。

第25条（通知）

1. 本約款に特に定めるほか、本サービスに関する問い合わせ、その他利用者から弊社に対する連絡の回答通知、または本約款の変更に関する通知その他弊社から利用者に対する連絡もしくは通知は、弊社ウェブサイト上での掲示、電子メールの送信または文書の送付その他弊社が適当であると判断した手段にて行うものとします。
2. 前項の通知は、弊社が当該通知を弊社ウェブサイト上に掲示し、電子メールを発信し、または文書を発送し、またはその他の方法により通知を発信した時点からその効力を生じるものとします。

第26条（機密保持）

1. 利用契約により開示された弊社または利用者の機密情報および所有権を有する情報（以下、「機密情報」といいます。）につき、開示当事者より機密であるとして開示を受けた相手方はこれを機密として扱うものとします。
2. 利用契約により開示された弊社または利用者の所有する個人情報機密情報として扱うものとし、弊社および利用者はその個人情報について漏洩、改ざん、盗聴が行われる事が無いよう最大限の努力をするものとします。
3. 弊社および利用者は、機密情報の漏洩、改ざん、盗聴の事実が発見された場合は、直ちに相手方に報告するものとします。
4. 弊社および利用者は、相手方の事前の書面による承諾を得ずに機密情報を第三者に開示してはならないものとします。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合は、機密情報に含まないものとします。
 - (1) 開示前に既に知っていた情報
 - (2) 公知の事実、その他一般に利用可能な情報
 - (3) 守秘義務を負うこと無く、第三者から正当に入手した情報
 - (4) 開示した当事者が機密情報としての扱いから除外することに事前に書面にて同意した情報
 - (5) 裁判所・警察署その他法律・規則の規定に基づきその開示が要求された情報

第27条（余後効）

本契約終了後といえども、第1条2項、同条3項、第4条2項、第6条、第7条、第9条、第10条2項、第11条3項、第12条3項、同条4項、第16条、第17条3項、第20条、第21条、第22条、第23条、本条、第28条、第29条、第30条の規定は、なお有効に存続するものとします。

第28条（権利義務譲渡の禁止）

利用者は、本サービスを利用する権利の全部または一部を、書面による弊社の事前の承諾なくして、第三者に対し、譲渡、貸与し、担保の目的に供し、あるいは承継させてはならないものとします。

第29条（準拠法）

本約款は、日本法に準拠して解釈または適用されるものとします。

第30条（合意管轄）

本約款に関する一切の紛争については、その訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第31条（協議）

本約款に記載のない事項、並びに本約款に関し生じた疑義については、弊社および利用者間にて協議し、信義誠実の原則に基づき円満に解決するものとします。

附 則

制定 2016年2月1日

別表

1 サービス内容 および 料金 (税抜価格)

【SPECTRUM 基本パッケージ】

商品名	投稿パッケージ
1 サイトパッケージ	30,000 円
5 サイトパッケージ	100,000 円
10 サイトパッケージ	200,000 円

【SPECTRUM サポート】

商品名	基本パッケージ
サポートパッケージ	10,000 円/年

2 最低保証期間

最低保証期間	利用開始日から3ヶ月間
--------	-------------